

2025年度（令和7年度） 社会福祉法人愛光会事業計画

I 法人本部

理事会・評議員会の開催

理事会 5月 6月 11月 3月

監事監査会 5月

評議員専任解任委員会 6月

定時評議員会 6月

役員・評議員の改選

諸規定の見直し

事業活動継続計画運用・見直し

中長期計画の策定（事業・財務・人事）

愛光会だよりの作成発行

II 母子生活支援施設のぞみ

1, 施設運営の概要

これまでの子どもや女性への支援を継続し、更に強化発展させるための計画。
運営の概要として、事業構成、基本方針、重点目標を以下に記す。

【事業構成】

- 本部
- 母子生活支援施設のぞみ（児童福祉事業・措置費による運営）
 - ・本体事業と一体的に運営される子どもや女性を支援する事業（補助事業）
 - DV 被害者等一時保護事業（8で説明）
 - 子育て短期支援事業（8で説明）
 - こどもの学習支援事業（IIIで説明）
 - 地域こどもの生活支援強化事業（IVで説明）
 - こどもの未来応援基金事業（Vで説明）
 - ・任意事業 困難を抱えた女性支援、その他特に支援が必要と認めるもの

【基本方針】

私たちは、キリスト教精神に基づき、以下のことを大切にしながら支援を行います。

- 一、安心、安全に生活する場を提供します。
- 一、ひとりひとりをおあるがままに受け止め、一緒に課題に向き合います。
- 一、自立に繋がることを目指した支援を行います。
- 一、利用者、地域、関係機関との繋がりを大切にします。
- 一、子育て支援機能を充実し、地域に貢献します。

【重点目標】

- 母子生活支援施設の理解と活用の促進を目指す
 - ・自治体・国へ働きかけを行う
 - ・学識の調査研究に協力する
 - ・地域住民・関係団体や機関に対して啓発活動を行う
- 施設の高機能化多機能化を目指す
 - ・インケアの充実強化
保育・相談・こどもの自立支援計画の充実強化　こどもの声を聴く取組
夜間警備体制の強化　宿直体制を原則とするが、必要に応じて夜勤体制を実施。
夜勤体制を実施する場合の具体例：保護者入院等により一時的に夜間の養護ができなくなった場合。こどものショートステイを受託した場合。
 - ・困難を抱えた女性に対する支援の強化
相談と支援体制の強化　相談援助技術を有した専門職が対応

- ・職員配置と処遇の改善
 - 措置費事務費保護単価の引き上げに対応
 - 地域支援関連事業の拡充に対応
- ・活動の見える化
 - 成果物の取りまとめ 広報・発信の向上

2、職員配置

- ≪常勤職員≫ 12名 (正規8 非正規4) ※正規職員1名新規採用
- 施設長 1名
- 母子支援員4名 (主任1 リーダー1 特別生活指導加算2)
- 少年指導員兼事務員2名 (リーダー1) 個別対応職員 1名
- 保育士 1名 調理員等1名
- 心理療法担当職員1名 自立支援担当職員1名
- ≪非常勤職員≫
- 地域支援担当職員2名
- 学習支援員1名 嘱託医 1名 宿直要員 1名

3、職員研修

- 外部研修：全国母子生活支援施設職員研修7月オンライン開催
 - 中四国ブロック母子生活支援施設職員研修会9月(香川)
 - 全国母子生活支援施設協議会研究大会11月(宮城)
 - 日本虐待防止学会学術集会(北海道)
- 施設内研修：
 - 虐待防止、体罰禁止 児童の権利擁護 児童の病気・事故対応
 - 安全教育 事故予防に関する各分野の研修
- 社会福祉主事資格取得講座等、社会福祉分野の専門職の養成を目的として受講を奨励
 - 新たにできる子ども分野の専門職を養成する下準備とする。

4、施設の整備と管理

- 空き室を含めた施設管理体制の強化
- 施設隣接地の除草作業年2(春・秋)～地域貢献として～
- グラウンド・中庭：春・夏・秋年2～3回程度機械刈り
 - 中庭花壇については職員及びボランティアに依頼、
 - 芝生の目土・肥料入れ：業者依頼

5、安全管理

○感染症対策

感染症対策として、マニュアルの見直し

衛生環境管理のための機器の配置

消毒・マスク・防護服等衛生関連用品の配布及び備蓄

○緊急時の対応策 マニュアルの見直しと周知 対応訓練の実施

○防犯関係

平素より警察署と連絡を密にする

入退所及び在籍世帯の状況に関する情報の共有を図る

防犯カメラ、通報ベル等の取扱い周知

○防災関係

消防署と連携して防災訓練を実施する。

大規模災害に備えて地元の自治体と平成28年7月、災害時等における避難行動要
支援者の避難のための施設利用に関する協定締結済。

○交通安全関係

7月、警察署の協力を得て交通安全教室を行う。春と秋には、交通安全
週間にあわせて交通安全について周知をしていく。

○BCPの定期的な見直し（連絡・備蓄品その他変更を要する事項について）

6、利用者支援の内容

○定員20世帯 暫定定員17世帯（見込み） 現員14世帯（4月1日見込み）

○年間行事

4月入学進級祝 8月納涼祭

9月総合防災訓練 12月クリスマスの集い

6月・12月クラシックライブコンサート

避難訓練月1回

○各グループ活動

内容としては、地域の体育館の利用、サイクリングなど野外活動、クラフトや絵画な
どの制作活動

○学習会『ぴよんぴよん学習塾』の利用 個別の学習支援

○自立支援計画の策定：年2回見直し（必要に応じて追加）

- ・こどもの自立支援計画策定の充実強化
- ・ひとり一人に寄り添い、その人なりの自立の形を共に考え、自立への課程を支援する。
- ・アセスメントでニーズや課題、利用者やその環境の状況を把握し、支援計画を立て、
実行し結果を評価する。
- ・母子が自己決定・自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できるように支援し
ていく。

○退所後の支援(アフターケア)

相談対応(生活や養育等) 架電 学童保育 学習会 行事に招待(感染状況による)
居宅訪問 などの支援 要保護児童対策協議会との連携

○自立支援事業 2023年度より担当職員を配置、支援を充実強化する

7、関係機関との連携

各関係機関とは利用者のニーズや地域の子育てニーズを共有し、課題解決のため、
ケース検討や具体的支援を連携して行う。

○主な関係機関

福祉	所轄の福祉事務所他関係する市町村の福祉事務所 子どもを守る地域支援協議会 福祉相談センター(児童相談・婦人相談) 保育所 障害者・児支援事業所 社会福祉協議会(県・町)
教育	教育委員会 学校
保健医療	嘱託医 保健センター 病院(内科・小児科・精神科・総合病院) 療育園
安全対策	警察署 警備会社 消防署
司法	裁判所・担当弁護士 法テラス
就労	ハローワーク・利用者が就労している事業所 職業訓練校

8、地域交流と地域貢献

○子育て短期支援事業(町の委託事業)

トワイライトステイ、ショートステイ、親子ショート

休日夜間のこども預かり、宿泊を伴う親子の利用、期間も1週間程度にこだわらず場
合によっては1か月を超過して利用可能

断らない子育て短期支援事業を目指し支援体制を強化。

事業拡大に向けて自治体との協議継続

○家庭問題、養育問題等の相談対応

当事者及び関係機関からの相談に心理・保育・ソーシャルワークの専門職が対応する。

○法制度内外で支援を必要とする人の一時保護。

DVのみならず困難を抱える女性の支援を行う。

宿泊施設備品の用意あり。常時受け入れ態勢を整えておく。

支援ニーズに対応できるスキルと体制を整えて対象者の受け入れを行う。

○実習生・ボランティアの受け入れ

○行事に退所者や地域の関係者を招待

Ⅲ 子どもの学習支援事業

「ぴよんぴよん学習塾」の運営。子育て世帯の貧困連鎖防止を目的とした事業。関係自治体の協力連携を得ながら、ニーズを把握し実施する。

[対象] 小学生及び中学生

施設入所児童に加え地域のひとり親家庭の児童で支援を必要とする児童を受け入れる。(ひとり親家庭に限らず、特別事情により支援が必要な場合は相談の上応じる。)

[日時]

火・水・木・金 放課後16:00～18:00 小学生1年～6年対象

月・金 18:30～20:30 小学生5・6年、中学生が対象

土 14:00～16:00 中学生・高校生が対象

9:00～12:00 小学生1年～6年対象

[学習会の内容] 宿題を中心に、わからないところを学ぶ。 ※必要に応じて送迎を行う

[支援者] コーディネーター兼学習支援員1名。学習支援員 数名 曜日や時間帯によって交替する。

Ⅳ 地域こどもの生活支援強化事業

町の補助事業

事業の目的:多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、安全安心で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供な所を設ける。支援が必要なこどもを早期発見する。適切な支援機関につなげる。これらによりこどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

●事業の内容:

- ・学習会後の食事提供
- ・体験活動:野外活動・魚釣り・スポーツ
- ・日用品提供:学習用品・生理用品・紙おむつを中心にこどもや女性のニーズに配慮

スタッフの配置:非常勤:2名 地域支援担当職員

Ⅴ こどもの未来応援基金事業

単年度限り。民間団体の寄付による事業であるが、こども家庭庁・文部科学省が関与している事業。従前ののぞみおやこ食堂弁当配布は本事業で引き継ぐ

●事業の名称:「食でつながる、こどもの居場所づくり・地域の子育てサポート事業」

●事業内容

- ・子育てサロン
年4回以上 お茶・コーヒー・軽食の提供
対象:不登校・発達障害・子育ての悩みを抱える親
- ・キッズクッキング教室

調理・食品衛生に関する体験学習

・リユース・フードバンク事業

年4回程度 内合同バザーと同時開催2回 保育・学用品・衣類を中心に
月1回程度弁当配布と同時に食品の提供も行う

・弁当配布

1回20食程度を維持するため3グループに日程を分散。

提供は1グループ月2回を限度とする。

スタッフの配置 非常勤：2名 地域支援担当職員

法人相談援助専門職がサポート